

付属書-1 審査の依頼手続き

1. 申請書類審査の依頼手続き

1.1 依頼に必要な書類

依頼には、次の書類の正本1通及びその写し1通をご提出いただきます。FAMICからの受諾書を受領の後に、付属書2に規定する手数料を指定の銀行口座へお振り込み下さい。

書類が不足している場合など、農林水産省への申請の要件を満足しない場合は追加・修正を行っていただきますが、要件を満たさないなどの場合には審査拒否もあり得ることを予め御承知願います。

なお、申請書類及び審査の依頼に係る書類は、全て日本語での提出となります。

依頼書が受理されてから、審査報告書の通知及び農林水産省への報告までには、通常3ヶ月(受審側における回答書等の作成期間は除く。)の処理期間が必要とされますので予めご了解下さい。

(1) 審査依頼書

- a) 申請者の名称及び住所
- b) 担当者(contact person)の名前と役職
- c) 電話番号及びFAX番号
- d) ホームページアドレス及びメールアドレス
- e) 認定を受けようとする認証区分(Scope)

※栽培作物(Crops)、家畜(Livestock)、野生作物(Wild Crops)、加工を含む取扱い(Handling)を記載(Handlingを認証区分とする場合は物資についても記載)

(2) 添付書類

○ 農林水産省 消費・安全局長あての認定申請書

○ 7 CFR 205.503(b)~205.504 に規定する以下の書類

※205.503(e)、205.504(d)(1)の書類は不必要

- a) 認証業務及び試験を行う組織に関する文書(205.503(b))
- b) 提供するサービスに関する料金表(205.503(c))
- c) 定款(寄附行為)及び登記事項証明書(205.503(d))
- d) 役員リスト
- e) 事業計画書、収支見積書及び貸借対照表
- f) 要員(管理部門の人員その他を含む)に関する文書(205.504(a))
 - 1) 要員に対する研修、評価及び監督に関する方針及び手順(同(1))
 - 2) 全ての要員の氏名及び地位の記載(同(2))
 - 3) 各要員の資格についての記載(同(3))
 - 4) 要員に対して行っている、あるいは行おうとしている研修に関する記載(同(4))
- g) 管理方針及び手順に関する文書(205.504 (b))
 - 1) 評価、認証の決定、認証書の発行に関する業務の実施手順(同(1))
 - 2) NOP 認証事業者に対する NOP 基準への適合性調査の方針及び手順並びに NOP 認

証事業者に違反があった場合の FAMIC を通じて行う農林水産省消費・安全局長への報告の手順(同(2))

- 3) 7 CFR 205.501(a)(9)に基づく記録管理の手順(同(3))
 - 4) 7 CFR 205.501(a)(10)に基づく機密保持の手順(同(4))
 - 5) 要請に応じて次の情報を一般に公開するための手順(請求する手数料を含む)(同(5))
 - ・ 当該年及び過去3年間に発行された認証書(205.504 (b) .(5).(i))
 - ・ 当該年及び過去3年間に認証した事業者のリスト(名称、業務区分、生産品目、認定の有効日を含む)(同(ii))
 - ・ 当該年及び過去3年間に実施した残留農薬及び他の禁止物質の分析結果(同(iii))
 - ・ 認証事業者から書面で許可を得たその他の企業情報(同(iv))
 - 6) 7 CFR 205.670 に従ったサンプリング及び残留試験の手順(205.504 (b) (6))
 - 7) 認定後に発行するUSDAマークを付した認証書の様式
 - h) 利害の相反に関する文書(205.504 (c))
 - 1) CFR 205.501(a)(11)に従った利害の相反を防止するための手順(同(1))
 - 2) 要員に関して食品関連事業あるいは農業関連事業における利害(近親者の事業における利害を含む)を明記した利害相反開示報告書(同(2))
 - i) 現状の認証業務(205.504 (d))
 - 1) 前年に申請機関が認証(JAS認定を含む)した事業者に係る少なくとも3種類の検査報告書及び認証評価書(認定を受けようとする認証区分ごと)(同(2))
(下請負業務として NOP の業務を行っている場合は、当該業務に係る報告書)
 - 2) 前年に行われた申請者の事業に対する認証手続き(JAS、IFOAM、Guide65 等)の結果(同(3))
 - j) 申請者の専門知識及び能力を評価する上で参考となるその他の情報(205.504 (e))
- 認定要求事項の確認について(別記様式第3号)

1.2 審査依頼書(別記様式第1号)の記入要領

審査依頼書は、新規認定申請時及び更新申請時のみに提出が必要になります。定期監査及び臨時監査に係る依頼書は、付属書-3(その他必要な事項)に基づく手続きが必要になります。

認証書の発行業務を行っている事務所及び認定範囲(認定を受けようとする認証区分)を審査単位としますので、住所、名称はこれらの単位毎の依頼となります。

NOP 認証機関が、認定範囲を拡大する場合(例えば、従来栽培作物(Crops)のみの認定に家畜(Livestock)を新たに追加する場合など)は、認定申請の手続きではなく、「認定内容変更通知書(付属書-3 別記様式第1号)及び通知に必要な書類(必要な別記様式等)」を作成し、FAMIC に提出していただくことになります。

1.3 審査依頼書以外の書類の記入・作成要領

(1) 「申請者名」

申請機関の名称及び代表権のある方又は代表権のある方から権限の委任を受けた方の氏名を記載し、押印してください。なお、氏名を記載し押印することに代えて、本人が署名することとしても結構です。

(2) 「認定を受けようとする認証区分」

依頼書添付書類及び申請書に記載した認証区分については、その区分に含まれるすべての農林物資の認証を行うこと及び認証に必要なすべての試験の実施の確保が要求されます。したがって、この欄に記載する認証区分のうち、一部の農林物資に限定して認証するものがある場合は、予めその旨をこの欄で、明記してください。

(3) 「認証を行う事業所の所在地」

認証書の発行を行う事業所の所在地を記載してください。

(4) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項

- a) 主たる事業所のほかに支社等がある場合は、組織単位毎の名称、住所、連絡先及び担当者のリストを提出して下さい。認証システムの管理などを行う事業所は審査の対象となります。担当者のリストは各支社等における連絡窓口となる方を記載してください。
- b) 認証業務及び試験を行う実施責任体制を明確にした組織体系を図示(組織図)してください。

この際、技術管理者、品質管理者等の主要な要員の組織図中における位置づけを明確にしてください。また、認定の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んで識別できるようにしてください。

(5) 定款又は寄付行為及び全部事項証明書

定款又は寄付行為については写しを、全部事項証明書については正本を提出してください。

(6) 役員リスト

役員の一覧表及び各々の略歴(過去1年以内に被認証事業者ではなかったことを証明するもの)

(7) 事業計画書、収支見積書及び貸借対照表

依頼日を含む事業年度の事業計画書、収支見積書及び直近の事業年度の貸借対照表を提出してください。

(8) 要員(管理部門の人員その他を含む)に関する文書

- a) 要員に対する研修、評価並びに監督に関する方針及び手順の写しを提出してください。こ

の中には、チェックリスト、資格基準、研修・監督の計画、研修カリキュラム、その他の関係書類を含める必要があります。

(各要員が研修を受け、毎年成果をレビューされ、適切な監督下にあるという客観的な証拠を提示する必要があります。)

- b) 第1.1.(2).f.1)～4)項のほか、認証部門に係る管理部門の要員、認証レビュー、判定委員会委員、下請負業者及び認証機関に関連し責務を負うあらゆる当事者を含め、認証業務に携わるすべての要員の氏名及び地位の記載がある文書並びに利害の相反に関する宣誓書が必要になります。

(9) 管理方針及び手順に関する文書

a) 品質文書一覧表

認証業務を実施するために必要な品質マニュアル、認証手順書、試験手順書等の品質文書の一覧表を作成してください。

b) 品質マニュアル及び認証手順書

品質マニュアル並びに認定を受けようとする認定区分に係る認証及び試験を実施するための手順書のコピーを提出してください。

(注) 認証業務に必要な試験を行う試験所が申請者とは独立した組織の場合(下請負契約等の場合)、当該試験に関して同様のものを提出してください。

c) 認定後に発行する認定マークを付した認証書の様式

認定後に発行する認定マークを付した認証書の様式を提出してください。

1.4 認定基準の確認について

審査依頼書の提出にあたり、NOP認証機関として「NOP認定業務規則」の該当する事項並びに「NOP基準に基づく認証機関認定のための審査の手順」の該当する事項への遵守を誓約しているため、内容をご確認の上、別記様式第3号の確認書を併せて提出してください。

2. 審査

2.1 依頼に対する審査の概要

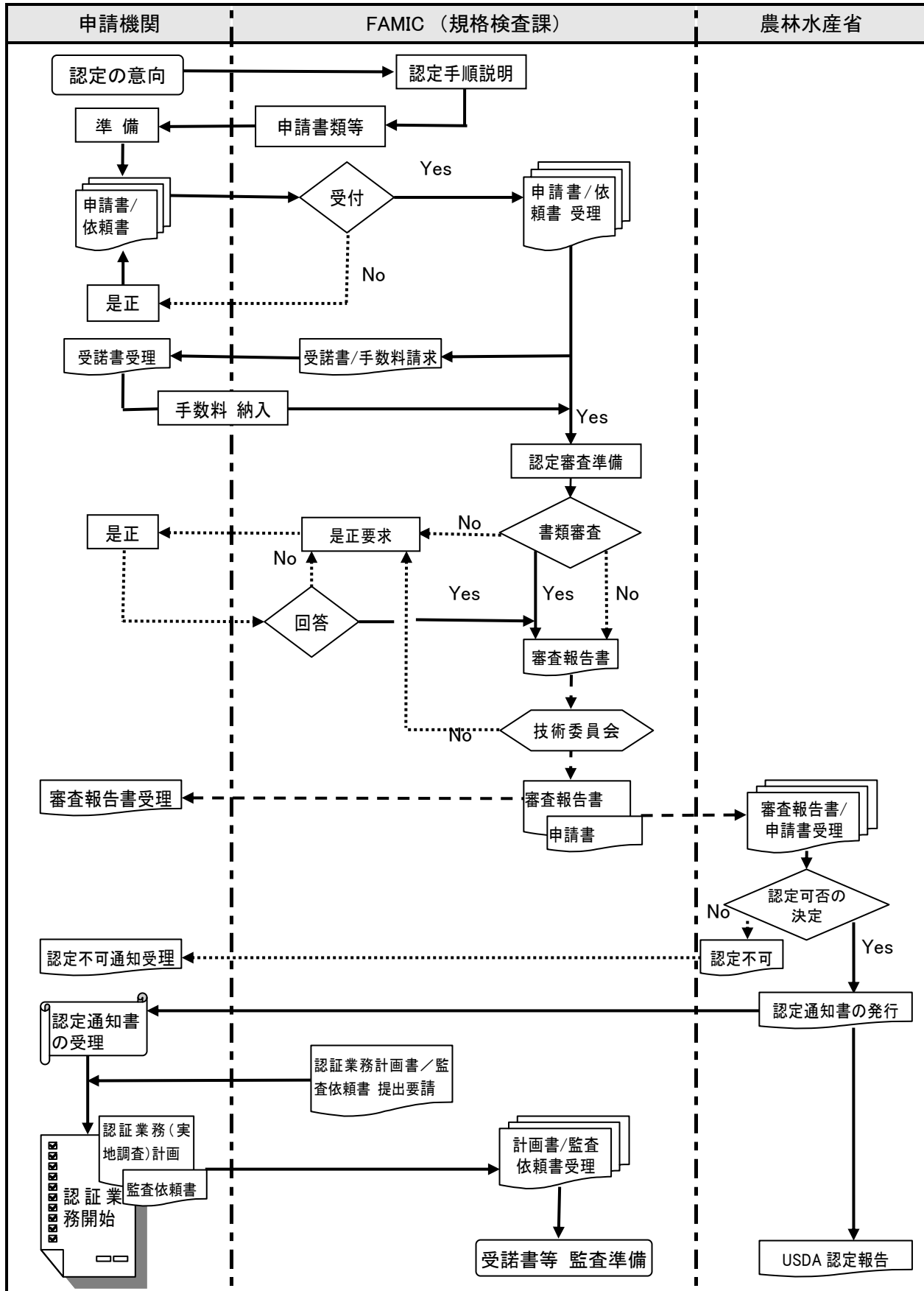
審査依頼書が正式に受理された後の審査の概要はフロー図のとおりです。

また、管理方針及び手順の運用状況の確認を行う必要から、申請者は、実際に品質システムを運用し、内部監査、マネジメントレビュー及び類似の認証を行った実績が必要です。

3. 更新審査の依頼手続き

NOP認証機関には、5年に一度の更新審査(全項目調査)を受けることが要求されます。更新審査の依頼についても第1項の手順に基づき実施します。

付図 新規認定申請・更新申請フロー（更新時は認定を更新と読み替える。）



別記 様式第1号

平成 年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 殿

機関の名称
住 所
代表者氏名

印

審 査 依 頼 書

米国農務省全米有機プログラム7 CFR Part 205 に基づく認証機関に対する要求事項に適合することの確認を受けたいので、別添のとおり認証機関の認定〔認定の更新〕申請のために必要な情報及び書類を添えて、審査を依頼します。

また、審査を受けるにあたり、当機関は認定要求事項を遵守することを誓約し、別紙のとおり認定要求事項に関する確認書を提出します。

別 添 [認証機関の認定〔認定の更新〕申請のために必要な情報及び書類]

- 1 担当者の名前と役職
- 2 電話番号及びFAX番号
- 3 ホームページアドレス及びメールアドレス
- 4 認定を受けようとする認証区分
- 5 添付書類

	確認欄※
農林水産省 消費・安全局長あて申請書	
認証業務及び試験を行う組織に関する文書(205.503(b))	
提供するサービスに関する料金表(205.503(c))	
定款(寄附行為)及び登記事項証明書(205.503(d))	
役員リスト	
事業計画書、収支見積書及び貸借対照表	
要員に関する文書(205.504(a))	
要員に対する研修、評価及び監督に関する方針及び手順(1)	
全ての要員の氏名及び地位の記載(2)	
各要員の資格についての記載(3)	
要員に対して行っている、或いは行おうとしている研修に関する記載(4)	
管理方針及び手順に関する文書(205.504 (b))	
申請者又はNOP認証事業者の評価、認証の決定、認証書の発行に関する業務の実施手順(1)	
NOP認証事業者に対するNOP基準への適合性調査の方針及び手順並びにNOP認証事業者に違反があった場合のFAMICを通じて農林水産省消費・安全局長への報告の手順(同(2))	
7 CFR 205.501(a)(9)に基づく記録管理の手順(3)	
7 CFR 205.501(a)(10)に基づく機密保持の手順(4)	
要請に応じて次の情報を公開するための手順(請求する手数料を含む)(5)	
当該年及び過去3年間に発行された認証書(i)	
当該年及び過去3年間に認証した事業者のリスト	
当該年及び過去3年間に実施した残留農薬及び他の禁止物質の分析結果(iii)	
認証事業者から書面で許可を得たその他の企業情報(iv)	

7 CFR 205.670に従ったサンプリング及び残留試験の手順(6)	
認定後に発行する認定マークを付した認証書の様式	
利害の相反に関する文書(205.504 (c))	
7 CFR 205.501(a)(11)に従った利害の相反を防止するための手順(1)	
要員に関して食品関連事業或いは農業関連事業における利害(近親者の事業における利害を含む)を明記した利害相反開示報告書(2)	
現状の認証業務(205.504 (d))	
前年に申請者が認証(JAS認定を含む)した事業者に係る少なくとも3種類の検査報告書及び認証評価書(認定の対象分野ごと)(2)	
前年に行われた申請者の事業に対する認証手続き(JAS、IFOAM、Guide65等)の結果(3)	
その他の情報(205.504 (e))	
認定要求事項の確認について(別記様式第3号)	

※必要な書類が添付されていることを確認し、確認欄にチェック若しくは該当する書類を明示してください。

別記 様式第2号

平成 年 月 日

農林水産省消費・安全局長

〇〇 〇〇 殿

申請者名

住 所

代表者氏名



NOP 認証機関認定〔認定の更新〕申請書

米国農務省全米有機プログラム7 CFR Part205 に基づく認証機関の認定〔認定の更新〕を受けたいので、必要な情報及び書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 認定を受けようとする認証区分

2. 認証を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

【記載注意】

1. 「認定を受けようとする認証区分」について

栽培作物 (Crops)、家畜 (Livestock)、野生作物 (Wild Crops)、加工を含む取扱い (Handling) から該当する区分を記載し、加工を含む取扱い (Handling) を認証区分とする場合は、物資についても記載してください。

また、記載する認証区分のうち、一部の物資に限定して認証する場合は、あらかじめその旨を明記してください。

2. 認定を申請する場合は NOP 認証機関認定申請書と、認定の更新の場合は NOP 認証機関認定の更新申請書と記載すること。

別記 様式第3号

平成 年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 殿

機関の名称

住 所

代表者氏名

印

認定要求事項の確認について

1. ○○○○は、認定の申請[更新の申請・認証事業の承継]にあたり、「NOP基準に基づく認証機関認定のための審査の手順」(以下「審査の手順」という。)に従い、貴機関の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを誓約します。また、審査においてNOP認証機関としての評価に必要なすべての情報を提供します。
2. ○○○○は、NOP認証機関として認定された場合、以後、常に審査の手順の該当するすべての項目を遵守することを誓約します。
3. ○○○○は、認定要求事項が改正された場合及び認定された範囲が拡大・縮小した場合にも、この確認書の内容を引き続き維持します。

【作成注意】

1. この確認書は、認定申請[更新申請・認証事業承継の届出]と同時に申請機関から提出をして頂くものです。
2. 日付は、申請日を記入してください。
3. ○○○○は、「当協会○○事業所」など、申請機関の名称を記入してください。